

第3期総合的かつ基本的な施策に関する専門委員会（仮称）の設置について（案）

平成29年8月18日
地震調査研究推進本部
政策委員会

地震調査研究推進本部は、平成21年4月21日に「新たな地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―」（以下、「新総合基本施策」という。）を策定したが、東日本大震災において地震調査研究に関する多くの課題等があったことから、平成24年9月6日に改訂しており、関係行政機関等は本施策の下で地震調査研究を推進している。

新総合基本施策は、平成21年度からの10年程度にわたる地震調査研究推進の基本であるとともに、地震調査研究推進本部の活動の指針等として策定されたものであるが、当初の新総合基本施策が策定されて間もなく10年を迎えることから、「新総合基本施策レビューに関する小委員会」で取りまとめる予定である本施策のレビューを踏まえつつ、今後10年程度を見越した次期の総合基本施策を策定する必要がある。

このため、政策委員会のもとに第3期総合的かつ基本的な施策に関する専門委員会（仮称）（以下、「専門委員会」という。）を設置する。

1. 審議事項

- (1) 地震調査研究推進本部と次期総合基本施策の位置づけについて
- (2) 次期総合基本施策に盛り込むべき基本目標について
- (3) 今後推進すべき地震調査研究について
- (4) その他

2. 構成員等

- (1) 専門委員会を構成する委員及び専門委員については、政策委員長が別途定める。
- (2) 専門委員会に主査を置き、同会構成員の中から政策委員会委員長が指名する。
- (3) 主査は、専門委員会に本会に属さない委員及び専門委員、その他専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

【参考】第3期総合基本施策（仮称）策定までの主な予定

- 平成 29 年度
新総合基本施策レビューに関する小委員会にて審議、報告書取りまとめ
- 平成 29 年 8 月
政策委員会にて「第3期総合基本施策に関する専門委員会（仮称）」の設置
- 平成 29 年内
専門委員会構成員の決定
- 平成 30 年度
専門委員会にて審議、報告書取りまとめ
パブリックコメントによる意見聴取
中央防災会議における意見聴取
- 平成 31 年 4 月
第3期総合基本施策（仮称）策定